

狂犬病予防注射の実施について

平成25年度の狂犬病予防注射（集合）を下記の日程で実施します。登録をしてある飼い主の方には狂犬病予防注射申請ハガキを郵送しますので、都合のよい実施場所で必ず受けてください。

新規登録をされる場合は、役場または実施場所で申請してください。

手数料（料金）

登録済の犬（注射料のみ）……………3,220円

新規登録の犬（注射料+登録料）……6,220円

※実施会場では混雑が予想されますので、お釣りのないようお願いします。

実施予定表

実施月日	実施場所	実施時間
4月16日(火)	藤沢公民館	9:00～9:15
	蟹原公民館	9:30～9:35
	虎御前公民館	9:45～9:55
	五輪久保公民館	10:00～10:05
	外倉公民館	10:10～10:35
	柳沢公民館	10:40～10:45
	牛鹿公民館	10:50～10:55
	滝神公民館	11:00～11:15
	山部公民館	11:20～11:35
	上房公民館	11:45～11:50
	役場駐車場	13:00～13:20
	石川公民館	13:40～14:00
	立石公民館	14:05～14:15
	日中公民館	14:20～14:30
蟹窪公民館	14:35～14:45	
4月17日(水)	役場駐車場	9:00～9:20
	赤沢公民館	9:25～9:40
	中原公民館	9:45～9:55
	細谷公民館	10:00～10:15
	桐原生活協同館	10:20～10:35
	平林公民館	10:45～10:55
真蒲生活改善センター	11:05～11:10	
4月18日(木)	西塩沢公民館	9:00～9:20
	塩沢公民館	9:25～9:40
	大城公民館	9:45～10:00
	野方公民館	10:10～10:25
	茂田井公民館	10:35～10:55
	古町公民館	11:10～11:20
	中尾公民館	11:30～11:35
	美上下バス停前	11:40～11:45
	蓼科ふれあいセンター	13:00～13:15
	樽ヶ沢温泉前	13:25～13:30
	南平台ロッジ前	13:40～13:50
役場駐車場	14:40～15:00	
5月19日(日)	役場駐車場	9:00～10:00

狂犬病とは

狂犬病は、人と動物の共通感染症です。国内では、1957年以降発生はありませんが、効果的な治療はなく発病するとほぼ100%死亡するという恐ろしい病気です。

狂犬病予防法による義務

「狂犬病予防法」により犬の飼い主は、狂犬病予防注射を毎年1回、4月～6月までの3ヶ月の間に受けることが義務づけられています。これを怠ると20万円以下の罰金に処せられることがあります。

対象となる犬

生後91日以上すべての犬

譲り受けた犬や室内犬であっても対象となります。

注意事項

- ・犬が死亡している場合には、ハガキに「平成〇年〇月〇日死亡」と書いて提出してください。
- ・犬が病気・衰弱等により注射を受けられない場合は、獣医師の【猶予証明書】の提出をお願いします。
- ・首輪に鑑札・注射済票・名札など飼い主のわかるものを必ずつけましょう。

飼い主のマナー

- ・放し飼いは事故のもとです。他人の迷惑になりますので絶対にやめましょう。
- ・散歩の際の犬のフンは、飼い主が責任を持って必ず持ち帰りましょう。
- ・知らない間に犬が逃げ出さないよう首輪や鎖（リード）・繋ぎもとは定期的に確認しましょう。

※不明な点は
役場町民課環境保健係へ
お問い合わせください。